

★ **みなし短時間勤務職員について**

H21.4.1以降新規採用者のうち、事務員・技術員(特定有期雇用職員)及び補佐員(短時間勤務職員)については、公募手続きを行うことを必須条件としています。その手続きの際には、公募案内に雇用期間限度に至る期間内で2種類以上の経費によって雇用することが見込まれている場合(外部経費の予算採択待ち等の状況)については、あらかじめ希望を提出していただくことにより経費変更時の公募手続きを省略することが可能です。

これは当初雇用の段階において、複数の経費変更があらかじめ想定できる場合に限り、経費変更毎の公募手続きを省略することで経費切り替えの簡素化を図るためのものです。

事務員・技術員(特定有期雇用職員)、補佐員(短時間勤務職員)のいずれの場合も同様に取り扱うことができますので、希望する場合にはあらかじめ人事課へ連絡願います。

事務員・技術員(特定有期雇用職員)、補佐員(短時間勤務職員)の雇用予定がある場合について

複数経費による雇用が当初雇用時であらかじめ想定されている

→公募案内の Word 様式(HP よりダウンロード)欄外で、みなし短時間勤務職員を希望するに○をつけることで経費切り替え時に公募手続きの省略が可能です。